## 入院誓約書

この度の入院に際し貴院の諸規則を厳守し、医師及び看護師ほか貴院職員の指示に従い、貴院に対し決して迷惑をかけません。また、下記事項を相違なく履行することを本人並びに身元引受人、連帯保証人の連署をもって誓約します。

記

- 1 入院中の療養に係る事項は、身元引受人又は連帯保証人において、責任をもって病院側の指示通りの対応・処理にあたり、貴院に対し迷惑をかけません。
- 2 入院料、その他入院中の療養に係る費用は、指定期日までに支払います。もし、支払いを怠った場合は身元引受人又は連帯保証人において完済の責を負います。
- 3 入院病床管理上、部屋の移動が必要と判断されたときには、病院の指示に従います。なお、病状が安 定しましたら、地域包括ケア病棟へ転棟することも了承します。
- ※ 詳細な諸規則は裏面に記載しておりますので必ずお読み下さい。

患者氏名			明・大・昭	平•	令		
		(	歳)		年	月	日生
保護者氏名	(患者が未成年の方のみご記入ください。)			患者との続札	丙		
		(	歳)				

	氏名					患者との続柄		
身								
元		,			ı <b>.</b> .			
引		(			歳)			
受	現住所 〒							
人								
			Tel	(		)	_	
	氏名					患者との続柄		
連								
帯		(			歳)			
保	現住所 〒							
証								
人			TEL	(		)	_	
	限度額 300,000円							

注1:身元引受人は配偶者及び同居人で、入院中の各種対応(療養上の相談や支払いなど)に協力いた だける方です。なお、一人暮らしの方は別世帯の方で構いません。

注2:連帯保証人は同居別居に関係なく、独立の生計を営む成年者の方です。(父母・子供・兄弟姉妹など)

注3:一人暮らしの方の場合、身元引受人と連帯保証人が同一の方になることがあります。

注4:連帯保証人の保証責務は、300,00円を限度と致します。

## 三沢病院諸規則

- 1 医師の治療方針を了承した後は、入院治療に専念します。
- 2 病院側が下記のことを判断した場合、その時点で退院します。
  - ① 医師より当院での入院治療が完了したと判断された場合
  - ② 病院職員又は他の患者さんに対し、暴言・暴力・脅迫・威嚇・わいせつ行為・ストーカー行為・セクハラ行為・器物破損行為などの迷惑行為、もしくは類似する行為を行ったと判断された場合
  - ③ 敷地内での喫煙・飲酒など病院の諸規則を守れず、病院職員の指示に従わないと判断された場合
  - ④ 療養に必要でない危険な物品などを院内に持ち込んだと判断された場合
- 3 病院側が必要と判断した場合、警察に対応を依頼することがあっても異議申し立てしません。
- 4 病院側に損害を与え費用が発生したときは、請求書受領後1週間以内に支払います。
- 5 入院病床管理上、部屋の移動が必要と判断されたときには、病院の指示に従います。なお、病状が安 定しましたら、地域包括ケア病棟へ転棟することも了承します。
- 6 入院中の療養に係る事項は、身元引受人又は連帯保証人において、責任をもって病院側の指示通りの 対応・処理にあたり、貴院に対し迷惑をかけません。
- 7 貴院が規定している個人情報の利用に関する目的、基本方針等について同意いたします。また、内容 について同意できない場合は、必ず医事課へ申し出ます。
- 8 入院料、その他入院中の療養に係る費用は、指定期日までに支払います。もし、支払いを怠った場合は身元引受人又は連帯保証人において完済の責を負います。
- 9 「8」の場合で支払いがないとき、病院側の下記対応について了承します。
  - ① 請求書発行後、1ヶ月経過しても正当な理由なく入金が確認されない場合、督促業務に係る諸費用 等の遅延損害金を請求すること。
  - ② 連帯保証人に対し「債務履行義務」が生じますので、未納診療費を連帯保証人へ請求すること。
  - ③ 病院側が必要と判断した場合、法的措置を講じること。
  - ④ 退院後の受診時には、受付前に未納診療費の全部又は一部を支払うこと。